

日本警友ハム連絡会規約 (改正)

(名称)

第1条 本会は、「日本警友ハム連絡会（「J P H C」と略称する。）」とし、加入クラブ又は個人は「J P H C」のあとへ「都道府県等名」または「クラブ名」を付して呼称する。

(目的)

第2条 本会は、各都道府県警察のハムクラブ又は警察職員個人、O B相互の連絡をはかり、会員相互の親睦の増進と余暇の善用によって、アマチュア無線の健全な発展と警察職員、O Bの無線科学技術の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 都道府県警察のハムクラブ及び警察職員個人、O Bによる連絡会議（総会）の開催と相互の親睦を目的とする事業
- (2) アマチュア無線の調査研究、その他本会の目的達成に必要な事業
- (3) 非常無線通信についての協力および研究
- (4) 削除

(構成基準)

第4条 本会の構成は、各都道府県警察のハムクラブの加入をもって構成することを基準とする。

ただし、未組織の都道府県にあっては、警察職員またはそのO Bの個人であっても加入することができる。

(会員)

第5条 本会の会員は、本会に加入している都道府県警察ハムクラブの会員あるいは前条ただし書の警察職員またはそのO Bをもって会員とする。

- 2 当会への加入手続きは要せず、本会会員としての条件を満たす者であれば自ら当会会員を名乗ることができる。

(J P H C事務連絡担当及び任務)

第6条 本会事務を行うJ P H CクラブまたはJ P H Cメンバーを、「日本警友ハム連絡会事務連絡担当」とし、「J P H C事務連絡担当」と呼称する。

- 2 J P H C事務連絡担当は、総会において選出する。
- 3 J P H C事務連絡担当は、全国J P H Cメンバーからの本会に関する問合せの対応及び各J P H CクラブまたはJ P H Cメンバーとの連絡調整にあたる。
- 4 J P H C事務連絡担当からの本会連絡事項等はJ P H Cメーリングリストにて行う。
- 5 削除

(連絡会議)

第7条 第3条第2号の連絡会議（以下「総会」という。）は、総会で次年度開催県等のJ P H CクラブまたはJ P H Cメンバー等の立候補を得て年1回開催するが、次回開催県等が決定しない年については開催しない。

- 2 総会において議決等を必要とする場合は、出席会員ごとに1票の議決権を持ち、その出席者の過半数以上の同意をもって決定する。
- 3 可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 削除
- 5 削除

6 削除

(会議の主催)

第8条 会議の主催は、総会において選出された開催JPHCクラブまたはJPHCメンバーが、幹事として議長を選出し、総会を主催する。

2 幹事は、各JPHCクラブまたはJPHCメンバーに対し総会に関する案内を行う。

3 総会終了後、幹事は総会結果について、出席JPHCクラブまたはJPHCメンバーに対して結果報告をメーリングリストにより報告する。

(開催都道府県)

第9条 開催都道府県であるJPHCクラブまたはJPHCメンバーの選出は、総会において適宜の方法により第7条の手続きにより選出し、かつ、選出されたJPHCクラブまたはJPHCメンバーの同意を得て決定する。

2 開催都道府県のJPHCクラブまたはJPHCメンバーの任期は、総会において選出されたときから、第8条の総会の任務を終了したときまでとする。

3 次回総会幹事であるJPHCクラブまたはJPHCメンバー代表者は、総会の席上概略について案内するものとし、総会に関する盾、旗等の備品を総会開催日まで保管する。

4 削除

(その他)

第10条 本会運営に関し、本会の保管金については、各都府県警察が規定する「私的保管金の管理要領」等の規定により現職会員に過大な負担をかけることから現職会員が組織するJPHCクラブやJPHCメンバーには保管させず、支出が特に予想される総会開催県等のJPHCクラブまたはJPHCメンバー等が適切に保管管理し、必ずしも「JPHC事務連絡担当」が保管する義務を負わない。

2 削除

3 削除

4 削除

第11条 本規約の発効は、第1回会議で承認されたときからとする。

2 本規約の改廃は、会議において承認を得なければならない。

付則

昭和50年 9月 8日 起

昭和60年 7月13日 一部改正

平成 3年 7月28日 一部改正

平成 6年 8月19日 一部改正

平成16年 8月22日 一部改正

平成20年 8月 一部改正

平成24年 9月 9日 一部改正

令和 7年 9月28日 全面改正 第46回総会 北海道大会